

東日本大震災で被災された受験生に対する入学検定料の免除措置について

下記の災害救助法適用地域で被災された受験生に対して、経済的な支援を図るため、申し出により入学検定料に対する免除措置を講じることにいたします。

入学検定料の免除措置を希望される場合は、下記の記載事項を確認の上、申請してください。

1. 対象地域

災害救助法が適用されている県の該当市町村に居住している方

2. 対象者

上記の災害救助法が適用されている地域で被災した受験生で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明の場合
- (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊または流失した場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合
- (4) 主たる家計維持者が居住する借家・アパートが全壊または大規模半壊の場合
- (5) 主たる家計維持者が福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合

3. 特別措置

2011年4月1日～2012年3月末日までに実施する2012年度入学試験の入学検定料を全額免除します。

4. 必要書類

- (1) 本学所定用紙の「被災者特別措置申請書」
- (2) 市町村などが発行する「罹災証明書等」(コピー可)

5. 申請方法および審査結果通知

出願期間中に、出願書類と一緒に上記の必要書類を入試課にご提出ください。検定料免除措置審査の結果通知は受験票発送をもって承認通知に代えさせていただきます。

【注意】

- ① 不明な点がある場合には入試課に問い合わせてください。
- ② 複数学科に出願する場合はコピーしてください。

東日本大震災で被災された入学予定者に対する授業料減免支援措置について

東日本大震災で被災された平成24年度入学予定者に対する支援措置を以下のようにいたします。

- (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明の場合
授業料1年分免除
- (2) 自宅が全壊または流失した場合
授業料後期分免除
- (3) 自宅が半壊または津波により床上浸水した場合
授業料後期分を半額に減免
- (4) 主たる家計維持者が居住する借家・アパートが全壊または大規模半壊の場合
授業料後期分を半額に減免
- (5) 主たる家計維持者が福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合
授業料後期分を半額に減免

なお、申請方法や提出書類についての詳細は入学手続要項に記載します。